

## 剰余金処分計算書

(単位:円)

項目	金額	
I 当期末処分剰余金		<u>887,955,652</u>
II 剰余金処分別		
1 法定準備金	500,000,000	
2 出資配当金	47,174,621	
3 任意積立金		
(1) 事業用施設積立金	<u>200,000,000</u>	<u>747,174,621</u>
III 次期繰越剰余金		<u><u>140,781,031</u></u>

- (注) ① 出資配当金は、出資配当率0.4%を基準に計上しています。
- ② 事業用施設積立金は今後予定している事業施設の更新の金額に見合った積立額とするため、積み増しを行います。
- ③ 次期繰越剰余金に含まれる教育事業等繰越金の金額は、50,000,000円です。

第24回通常総代会(2016年6月16日、キッセイ文化ホール)で承認された第1号議案の中の剰余金処分に関する説明は以下の通りです。

## 剰余金処分計算書について

### 1. 法定準備金

定款に基づき出資総額の1/2に達するまで、毎事業年度の剰余金の1/10以上の積み立てが必要です。

財務構造の健全性を向上させるため、積極的に積み立てます。

剰余金処分案可決後の法定準備金は、4,500,000,000円となる見込です。

### 2. 教育事業等繰越金

定款に基づき毎事業年度の剰余金の1/20以上を教育事業等繰越金として翌事業年度に繰り越す必要があります。

### 3. 出資配当金

2015年度における出資金払出額(2015年度期中の出資金の平均残高)の0.4%相当額とします。

なお、出資配当金については20.42%の所得税が源泉徴収されます。

出資配当金の支払は各組合員への出資金振替によって実施します。

対象者は、総代会当日における在籍組合員です。

### 4. 任意積立金

#### (1) 事業用施設積立金(目的積立金)

(積立目的) 宅配センター、物流施設、店舗及び事務所等、事業を中心とした施設のために積み立てます。

(取崩基準) 積立金の取崩は、事業用施設の開設、閉鎖または増改築等に伴い費用を計上した場合に行います。

今後予定をしている事業施設の更新の金額に見合った積立額とするため、200,000,000円を積み立てます。

#### (2) 資産再評価等積立金(目的積立金)

(積立目的) 今後想定される減損損失を補填し財務基盤を確保するために積み立てます。

(取崩基準) 積立金の取崩は、多額な減損損失が発生した場合に行います。

#### (3) 災害費用等積立金(目的積立金)

(積立目的) 大規模な自然災害や社会的経済基盤の機能停止が生じた場合でも事業を継続するために費やす臨時的費用や復旧費用などの財務的基盤を予め確保するために積み立てます。

(取崩基準) 積立金の取崩は、事業の継続が困難となる事態の発生により、通常の事業計画や経常的費用では賄うことができない費用を計上した場合に行います。

#### (4) 剰余金処分後の任意積立金額

2015年度剰余金処分案が可決された場合、任意積立金の総額は1,350,000,000円となる見込です。

① 資産再評価等積立金 ( 350,000,000円 )

② 事業用施設積立金 ( 800,000,000円 )

③ 災害費用等積立金 ( 200,000,000円 )